様式第４号（第７条関係）

嘉麻市中山間地域等直接支払交付金交付変更（承認・不承認）決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

集落協定代表者

又は

個別協定申請者　　様

嘉麻市長　　　　印

年　　月　　日に提出された嘉麻市中山間地域等直接支払交付金交付変更申請について、下記のとおり決定しましたので、嘉麻市中山間地域等直接支払交付金交付規程第７条の規定により、通知します。

記

１　決定内容　　　　　・ 承認

・ 不承認（理由）

２　交付金事業に要する交付金の額　　　　　　　　　　　　　　円

３　交付金の交付条件

(１)　集落協定代表者又は個別協定申請者（以下「代表者等」という。）は、県規則、県要綱、市規則、市規程及びその他関係通知の規定に従わなければなりません。なお、違反した場合は、交付の決定を取り消し、交付金等の返還を求めます。

(２)　代表者等は、この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を交付金事業完了の翌年度から起算して５年間整理保存しなければなりません。

（３）　代表者等は、交付金事業を中止し、又は廃止する場合には、直ちに、市長の承認を受けなければなりません。